

千葉南部地域森林計画の樹立及び千葉北部地域森林計画の変更について

令和元年 12 月 11 日

千葉県農林水産部森林課

地域森林計画は、森林法に基づき知事が「全国森林計画」に即して、計画区別に 5 年ごとに樹立する 10 年計画であり、森林づくりの理念や方向性、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積の計画量等を示すものです。

本県には、千葉北部、千葉南部の 2 つの計画区がありますが、今年度は千葉南部地域森林計画（令和 2 年度～）の樹立及び千葉北部地域森林計画（平成 29 年度～）の変更を行います。

1 計画区の概要

南部計画区（今年度樹立）

- 計画期間 : 令和 2 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
- 計画対象森林: 夷隅・安房・君津地域の民有林
(区域面積: 84,849ヘクタール)

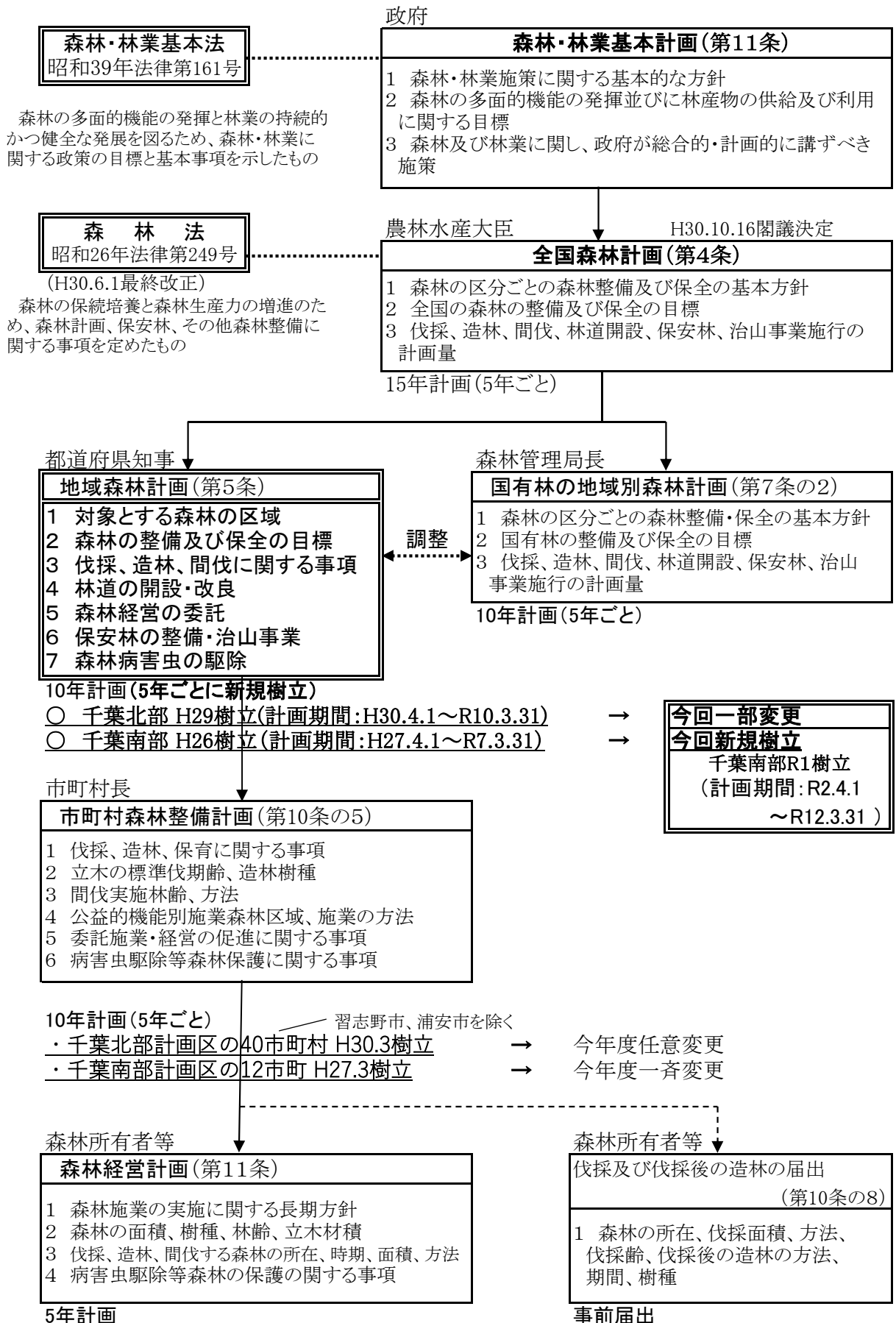
北部計画区（今年度変更）

- 計画期間 : 平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
- 計画対象森林: 千葉・東葛飾・印旛・香取・海匝・山武・長生地域の民有林
(区域面積: 60,427ヘクタール)

2 今後の手続き

- 森林審議会への諮問の回答
- 農林水産大臣への協議・回答（12月中旬）
- 計画の樹立（12月末）

森林計画の体系図



千葉南部地域森林計画(計画期間:R 2. 4. 1~R12. 3. 31)の案の概要及び 千葉北部地域森林計画(計画期間:H30. 4. 1~R10. 3. 31)の変更案の概要

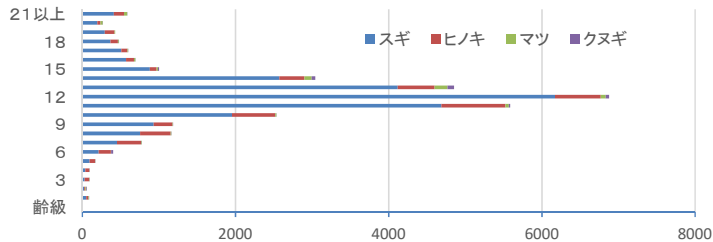
【地域森林計画の定義】

地域森林計画は、森林法第5条の規定により、知事が「全国森林計画」に即して、計画区別に5年ごとにたてる10年を一期とする計画。
県の森林関連施策の方向を明らかにし、市町村長が同年度にたてる「市町村森林整備計画」の策定の指針として 1. 対象とする森林の区域 2. 森林の整備及び保全の目標 3. 伐採・造林・間伐・保安林・治山事業施行の計画量、施業の基準等を定める。

1 千葉南部森林計画区の概況

- 対象区域 : 夷隅・安房・君津地域 9市3町
- 総土地面積 : 174,090ha(県土地面積の33.8%)
- 土地利用区分: 森林(54%)、農地(14%)、宅地(8%)、その他(24%)
- 森林・林業の概況
 - ・森林面積: 92,827ha(県全体の59%)、蓄積: 18,259千m3(県全体の63%)
 - ・所有形態: 国有林 7,709ha(8%)、民有林 85,117ha(92%)
(民有林の内訳: 県有林5,478ha、市町村有林1,247ha、私有林78,392ha)
 - ・計画対象民有林(84,849ha)の内訳
スギ・ヒノキの人工林、シイ・カシ等の常緑広葉樹林、コナラ等の落葉広葉樹林、海岸線のマツ林等で構成
人工林: 31,018ha(人工林率37%)、天然林43,347ha(51%)、その他10,484ha(12%)
人工林の構成: スギ 82%、ヒノキ 15%、マツ 2%、クヌギ 1%
- 人工林の年齢構成・樹種別割合(計画対象民有林)

面積 (ha)



2 計画樹立にあたっての基本的な考え方

【主旨】
※森林資源の循環利用と公益的機能の一層の発揮を図るため、**育成複層林化**を進める。
※森林を取り巻く環境の変化に**柔軟に対応できる**よう、多様な森づくりを推進する。

- (1) 基本方針
森林の多面的な機能発揮への県民の要請に応えるために、環境的・経済的・社会的持続性のバランスを考慮し、高齢化が進んだ**森林資源の循環利用**を進めるため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備、保全を進める。
- (2) 森林区分の考え方
期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに考える。
①育成単層林・・・主に木材利用を進めるため単一の樹冠層を構成し、人為により維持される森林
②育成複層林・・・複数の樹冠層を構成し、人為により維持される森林
③天然生林・・・主として自然の力により維持される天然林

- (3) 森林区分に応じた誘導の考え方と到達すべき森林資源量(単位: ha)
 - ①育成単層林のうち、木材生産力が低く急傾斜である森林は**育成複層林化を図る**。
 - ②育成複層林は、公益的機能発揮のため引き続き維持することを基本とする。
 - ③天然生林のうち、公益的機能発揮のため維持管理が必要な森林は育成複層林化を図る。

区分	現況	目標	増減	増減の内訳		【前回の計画 H27⇒R7】		
				新たな造林面積(伐採跡地等)	育成複層林化	現況	目標	
面積 (ha)	①育成単層林	32,129	32,115	14減	205増	219減	30,860	31,017
	②育成複層林	110	792	682増	393増	289増	107	218
	③天然生林	42,127	42,057	70減	—	70減	43,829	43,762
合計	74,366	74,964	598増			74,796	74,997	
森林蓄積(m3/ha)	225	234				216	233	

3 主な計画内容

千葉北部地域森林計画は赤字アンダーライン部分を追加、変更する

- (1) 主な内容(追加・改訂事項は赤字アンダーライン)
 - 【森林施策の考え方】多様な機能を発揮する森林を持続的に管理
自然環境、森林機能、地域性からみたま目指すべき森林像
環境・資源施策の統合化、地域組織の形成、セーフティネット
市町村と連携し森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用
森林情報の高度利用(森林がた活用等)
 - 【森林整備の基本的考え方】公益機能発揮のため間伐等推進
循環利用促進、**多様な樹種活用(マハンシ等)**、**森林認証促進**
重要インフラ等周辺森林の適正管理の推進(予防伐採)
地域組織による合意形成、公益性高い森林の保全
森林区分に応じた森林の維持、誘導の考え方
(育成単層林、天然生林の一部は育成複層林へ誘導の方向)
 - 【伐採、造林、間伐等の指針】標準伐期齢、植栽密度、間伐時期等
将来の危険分散として多様な森づくりに配慮
 - 【委託による整備等の方針】森林組合等による経営受委託の促進
森林経営管理制度の活用に関する方針
 - 【森林の保全に関する方針】林地開発制度、保安林制度の適切な運用、
治山事業の実施(**台風被害地の対策等**)
鳥獣害防止、病虫害防止(溝腐病、**ナラ枯れ**等)の実施

(2) 国の目標を実現するための計画量 単位 材積:千m3, 面積:ha, 開設量:km

森林計画区	伐採立木材積			造林面積		林道開設量	保安林面積				治山施行地
	総数	主伐	間伐	人工造林	天然更新		総数	水源かん養	災害防備	保健等	
千葉南部	604	176	428	763	343	75	10,062	8,244	1,928	2,979	79
(前計画)	527	173	354	547	243	73	9,984	8,175	1,925	2,977	75

- ①主伐は、資源の循環利用と病虫害被害対策、危険木撤去を進めることとし、前計画比で約1.5割の増とする。
- ②間伐は、市町村による森林環境譲与税の活用を図ることとし、前計画比で約2割の増とする。

育成単層林及び天然生林の育成複層林への誘導について

育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状もしくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林を指します。

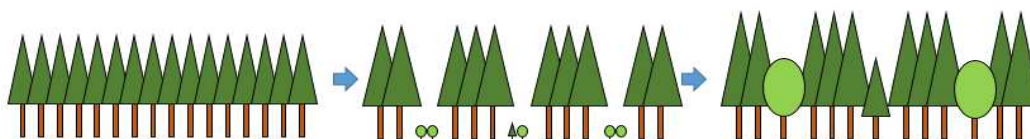
針葉樹の人工林などの育成単層林のうち、急傾斜の森林や林地生産力が低い森林は、公益的機能の発揮のため、必要に応じて針広混交林等の育成複層林に誘導します。

広葉樹などの天然生林のうち、公益的機能の発揮のため適正な密度に調整する必要がある場合や、資源の活用が可能な場合は、必要に応じて様々な樹齢や樹種が混じる育成複層林に誘導します。

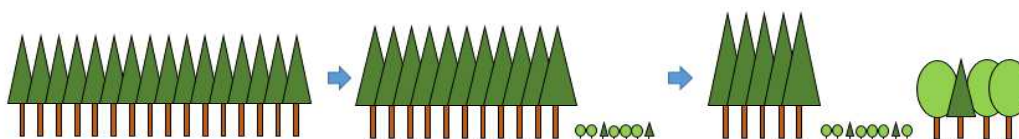
以下に、その例を示します。

1 育成単層林 → 育成複層林

(1) 育成単層林（針葉樹人工林）を単木で伐採し、天然更新や植栽、その後の保育により育成複層林（針広混交林）に誘導

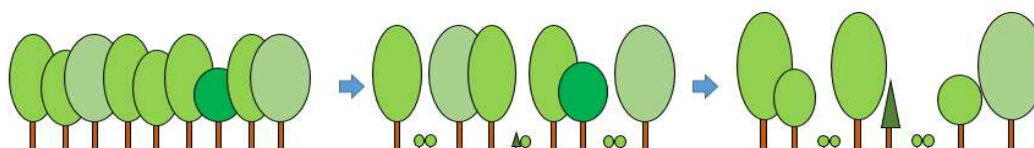


(2) 育成単層林（針葉樹人工林）を帯状又は群状に伐採し、天然更新や植栽、その後の保育により育成複層林（針広混交林）に誘導



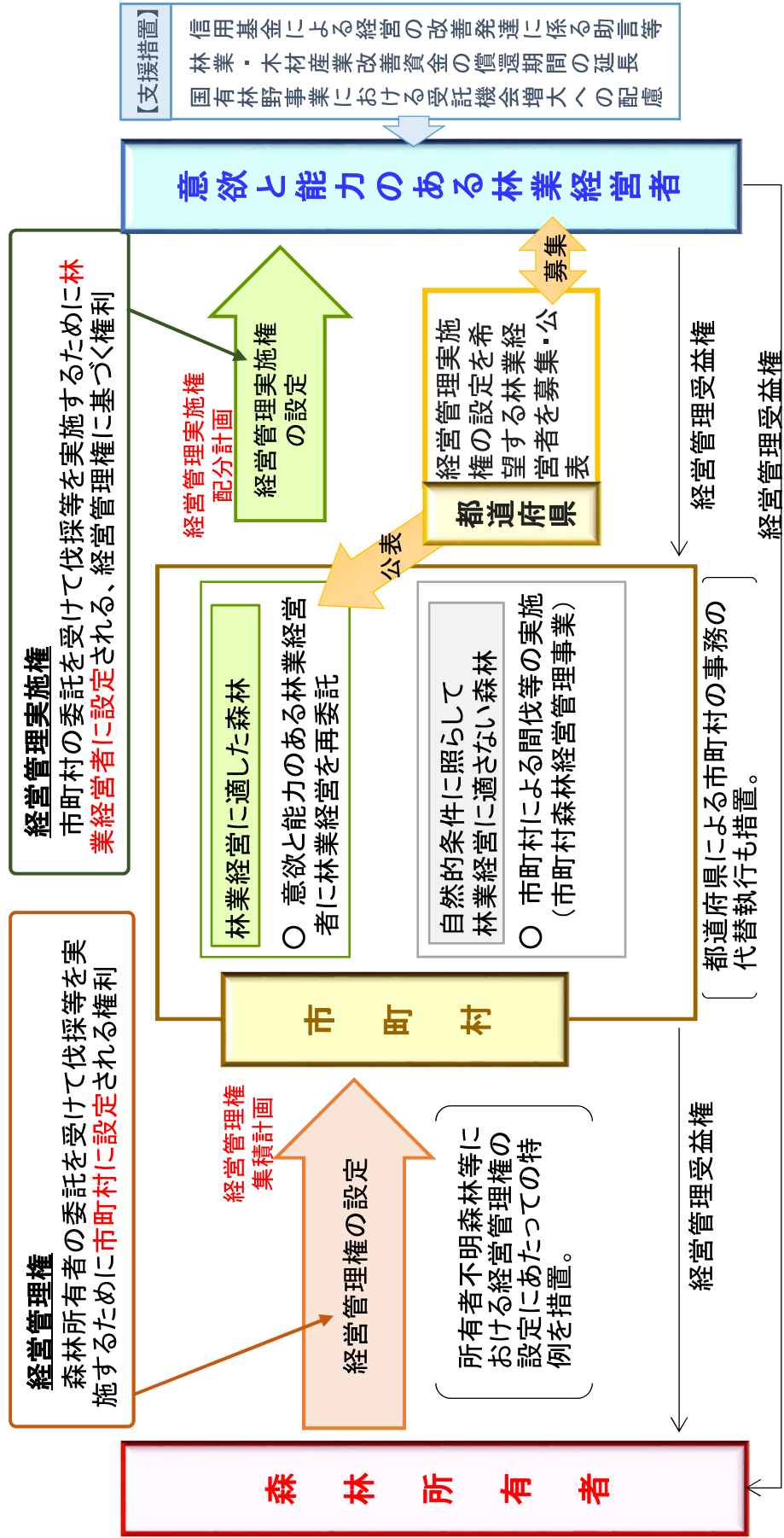
2 天然生林 → 育成複層林

(1) 天然生林（広葉樹林）を帯状、群状又は単木で伐採して、天然更新や植栽、その後の保育により育成複層林（異齡混交林）に誘導



森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を行えない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



※ 経営管理の責務を明確化
(適時の伐採・造林・保育の実施)